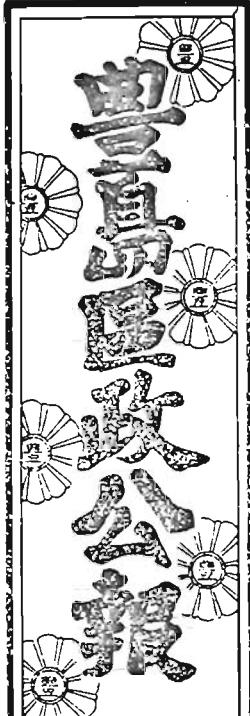


(1) 第 69 号

回四
豐島區臨時區議會
會期八日間



昭和三十年七月十三日午後
八時四十七分から開かれた区
議会で、本月十七日定期満了
となる現収入役吉田徹雄君が

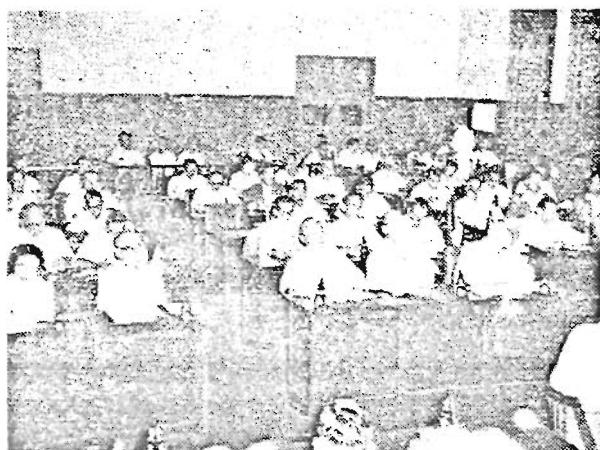
の審査を附記し、会期は八日間とし来る二十六年後一時より改めて再開する事に議決を児、午後九時散会した。

卷之六

この日次の追

酬及び費用弁償 に関する条例の

一部改正の旨と
東京都豊島区議
会議員功労表彰



第四期·地区委员

正副委員長決定

第四期・地区委員会決定正副委員長選出

吉田收入役
引続き選任される
七月十七日任期満了となる
本区收入役は七日十三日開かれた区議会の同意を得て引継
き選任された。

花竹山內豐次郎安郎雄茂郎安郎
次郎正之藏剛介三宝郎三郎
次郎一太馬澤本太石戸原川野本本地
次郎一吉郎藏断新道政藤松欽秀金留吉
次郎一治水助一吉郎藏断新道政藤松欽秀金留吉

馬松長朝安森代柏
場田島林倉井永谷みや子
喜吉太翁五軍茂重雄
作治郎作作治吉
水中敷伊田岡川田初太
野西地藤中村上郎
銀庄信健榮竹七太郎
市太治吉次松郎

五淺大前塚荻高高宮松阿矢
十川浦田越野野橋坂石部島
里 啓善利 常間錄伯忠隆靜博
作政雄弘三氏郎壽長治枝文
中米吉勝高大金山川平野
村山川山本曾田本口村波
亮德五好光鉉美 靖
一三郎象子治邊塞一信達

◎高橋久佐吉
熊谷 鉄吉 三原文三郎
杉浦 茂 大川彦一
吉田 鉄藏 奈野市吉
宮崎 久三郎 加藤勝啓
鈴木 光男 田中佐一郎
荒井阿久太郎 櫻沢辰之助
神谷 富一 土屋定家
木下 正二 岩田文四郎
大野徳太郎 飯塚

中田中新並小加古赫服加
村島野村木松藤沢部藤
銀幾原國久太和
平次光國太勇正交文
作郎春輔郎治近雖維
渡平宮谷田若伊藤永
刃瀬坂口中塚田木野
几武次岩忠延太三郎
夫次郎次造芳郎延秋
一

各種委員會
開催狀況

昭和三十年上半期に於ける
区議会関係の各種会合は一一回の多きに及び、其の内容
は左の通りである。

自昭和三十年一月五日至昭和三十年六月三十日

本会議	八回(十日)
全員協議会(全員集会)	十三回
総務委員会	七回
財務委員会	一回
自治振興委員会	六回
厚生委員会	一回
文教委員会	六回
商工委員会	五回
建設委員会	三回
其の他	五回
計	一八回

生業資金の貸付

受付 7月25日-27日

本区においては一般金融機関から融資を受けることの困難な方々に対し独立の生計を立てるために必要な資金としての生業資金の貸付を左記により行います。

(1)区内に一年以上引き続き居住していること

(2)主としてこの貸付金による職業によって生計をたてるること

(3)事業計画が具体的、且実際的に直に事業が開始できること又は現に事業を営んで居ること

(4)住民税を完納していること但し法令により課税されなかつた者はこの限りでない

(5)確実な保証人が二人あること

(6)都及区から資金の貸付を受けたものはその元利金を返済していること

貸付金の限度

一世帯 三〇、〇〇〇円
賃付期間 二ヶ年以内

利 率	(六ヶ月据置を含)
日歩二錢五厘	(据置期間無 ^ゼ 子)
保証人	(1)原則として区内に引続き 一年以上居住している事
	(2)一定の職を有し独立の生 計を営んでいる世帯主で あること
	(3)保証能力が充分と認めら れること
	(4)住民税を完納している事
申込期間	(5)この資金貸付について他 に保証していないこと
申込場所	昭和三十年七月二十五日 より七月二十七日までの 二日間
豈島区役所民生課厚生係	選ば方法
調査を行い審査委員会に 諮詢て決定する	

住民登録の

校舍、圖書館

毎年行はれる住民登録の事態調査が今年も七月十一日から九月六日まで約二ヶ月間に亘つて行はれます。此の実態調査は住民登録と居住の実態とか一致して居るかどうかを調べ、それにより住民票を整備して区においては各種事故報、福利の基礎資料とし区民登録の権利義務の行使とし区民登録の権利義務のないものでのある事務的的なものであります。

う役なに実調査員参考上し不在のため
尚調査員の場合は住民登録簿にて
査定する。この申出は郵送でも結構です。

“豊島区から蚊と蠅をなくしましよう”
夏の病瀆の媒介は殆ど蚊や蠅がいたします。この最大の敵を徹底的に駆除することにより健康で明朗が樹立されます。
さあ！みなさん。健康と明朗な生活！蚊と蠅のいたしましよう。

孟蘭盆を迎え

無縫佛（凶内行路死亡者）法要

に一回廻ぐて来る孟蘭盆を
迎え本区では七月十一日午後
一時より雑司谷五丁目法明寺
に、区内において死にした無
縁故者七八柱の供養を木村区
長施主となり竹内厚生委員
長、須永助役外関係職員多数
参列の上辟謫により行はれ
ていた。

サード泳げ

区民プールが ひらかれた

真夏の陽を背に、満々とたたえられた水に飛沫をあげて夏の醍醐味を満喫できる区民皆さんのプールが去る七月八日にひらかれました。この区民ブルは九月の十日まで開かれて居り使用料その他は次のようになつて居ります。区民みなさんのこのブルは体位の向上と夏の憩いのひとときに区民のみなさんから利用したいただけるのを待つて居り

区立中学の 夏季体育大会

区立中学の
夏季体育大会

住宅対策の基礎資料に調査

皆さまの御協力を

今回住宅対策の基礎資料として、
住宅事情を明らかにする為、全国的に都市住宅事情調査・都部住宅事情調査、及び老朽住宅調査が左記により施行されます。調査の対象は抽出方法により、出張調査区より選択されたので、豈管区では凡そ二千六百世帯に対して調査されます。その対象となられた方々は種々御面倒なことゝ存じますが、住宅難解消の一助として、本事業への御理解と御協力をお願い致します。

産労住宅の融資が
行はれています

産業労働者住宅に対する公庫の資金貸付が始められて居ります。本年の産労住宅の貸付けは五人以上の社員のたために建てる会社（生産・販売・運送）が対象となつておりこれらの利用方法は次のようになつて居ります。

一、申込場所
東京都建築局指導部

二、監察課(23)二四八一

三、申込期間
昭和三十年六月二十八日より七月三十日まで

1. 申込資格
産労者のために住宅を建設して貸付けようとする

(イ)事業者であつて下記の各号のすべてに該当するもの

(ア)事業者に使用され、あるいは産労者の住宅不足が甚しい場合において当該産労者のために住宅を建設して貸付ける者

(イ)住宅の建設に必要な資金の全額を調達するとの困難な者

(ハ)住宅建設に必要な資金のうちその者の負担すべき額（所謂頭金）を有し且つ貸付元利息の償還が確実である者

(ニ)事業内容が適切であり

(イ) 延長しよどとする住宅の立地条件及び建設計画が適正であること
居させらるべき産労者に入居させるべき産労者に負担させる使用料又は家賃の予定額が適正である者
(ロ) 貸付金に係る住宅の入居者の資格選定及び使用料又は家賃について産労者の意見を充分反映させるための措置を講ずる者
事業者がその事業に使われる産労者のために住宅を建設して貸付けさせる目的で出資又は融資する法人(協会・公社)であつて下記の

(1) 都市住宅事情調査事項

(1) 住宅に関する事項

(2) 住宅の用途種別、所
有関係、建て方、腐
朽程度、居住室の室
数・畳敷等

(2) 世帯に関する事項

世帯の種別、家族構
成、人員、世帯主職
業、月収、家賃・間
代等

(3) 住宅困窮に関する事
項

項目 困窮の程度、困窮理由、その解決方法

老朽住宅調査 建物の腐朽程度の詳細（調査員が実地について調査します）

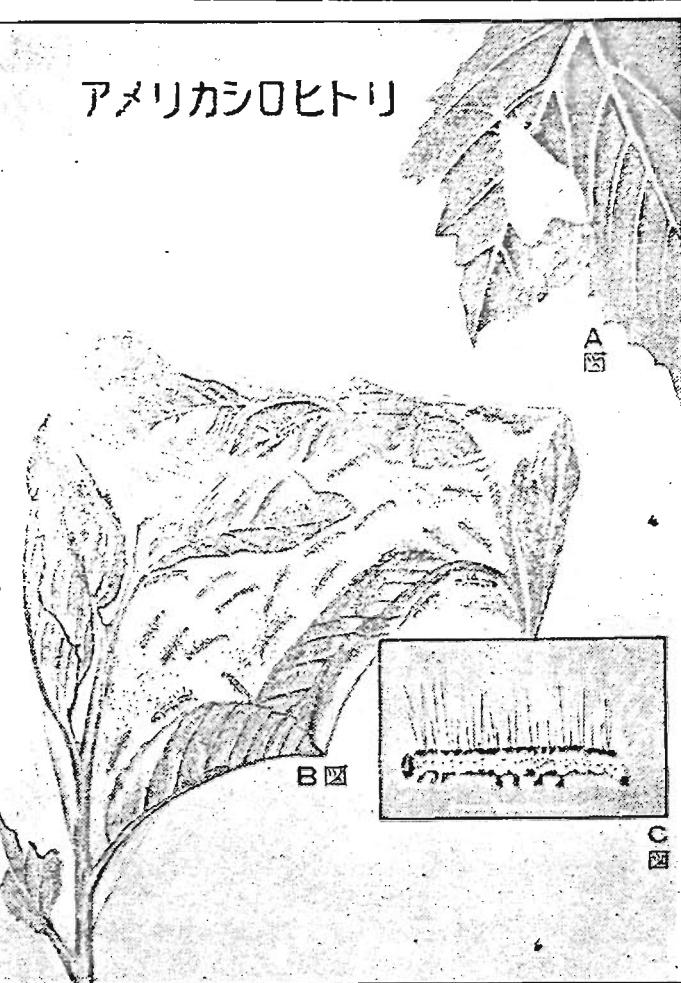
一、調査の方法 調査票を配布、世帯主による記入及び調査員による聴き取り記入とを併用して調査します。

又老朽住宅調査の為には、その腐朽程度を詳細に調査する関係から、庭先や、場合によつては屋内に立入らなければならぬ事もあると思ひますが、調査員は身分証明書を持参致しますから御諒解の上、よろしく御協力願います。

昭和三十年度
「自衛官募集終る」

昭和三十年度
「自衛官募集終る」

アメリカシロヒトリ

青葉の敵
アメリカシロヒトリ

青葉の害虫アメリカシロヒトリの駆除に御協力を

手におえない時は区の防除班が出勤します。

▼どんな虫か。『アメリカシロヒトリ』を駆除いたしました

『アメリカシロヒトリ』は暖

樹のプラタナス、スズカケ、

アメリカシロヒトリは毛虫のよ

うに刺しませんし人畜には無

害です。本年のオ一化期発生

は七月下旬で終りましたが、

八月末から九月の初旬にかけ

てオ二期の発生が予想されま

すので、是非皆様の家庭の樹

木は皆様の手でこの恐い害

虫を駆除する様に御願い致し

ます。

『BHC』や『DDT』を

激いても大変効果があります

が、虫が大きくなつて樹全体

に散らばつてしまふとなかなか

か手に負えませんから、そろ

うときは、区役所商工課電

話連絡(97)二〇二七番又は最

寄りの区役所出張所に申出下

さい。防除班が出勤して薬剤

撒布をします。費用は一切か

りません。

☆ ☆ ☆

で一番被害を受けやすいので
す。そのほかボブラン、ヤギ
桑、スズカケ、柿など好んで喰べます。アナギリヤ、イ

チヨウには殆どつきません。

▼発生した場合の始末。各家

庭で『アメリカシロヒトリ』

に二度産卵しますので一匹が

を退治するには出来るだけ早

く見つけ早くその葉又は果

の枝切をして焼くか、踏み殺

してしまおう事です。『又アメ

リカシロヒトリ』は毛虫のよ

うに刺しませんし人畜には無

害です。本年のオ一化期発生

は七月下旬で終りましたが、

八月末から九月の初旬にかけ

てオ二期の発生が予想されま

すので、是非皆様の家庭の樹

木は皆様の手でこの恐い害

虫を駆除する様に御願い致し

ます。

『BHC』や『DDT』を

激いても大変効果があります

が、虫が大きくなつて樹全体

に散らばつてしまふとなかなか

か手に負えませんから、そろ

うときは、区役所商工課電

話連絡(97)二〇二七番又は最

寄りの区役所出張所に申出下

さい。防除班が出勤して薬剤

撒布をします。費用は一切か

りません。

☆ ☆ ☆

東京都の
観光案内所は

休日 (土曜日含む)
年末年始

本部においてはこのたびは機構改正によりいままで分掌

された国際、国内観光事務を統一した都の観光行政を行ったの

に、外務省、外事部、観光課が誕

生し、その業務の才一級サ

ーピス機関として東京都国際空港ターミナルビル内に東京都

港ターミナルビル内に東京都

羽田観光案内所を設置すると

共に従来よりの東京都観光会

議院内にある中央観光案内所の

活動も大巾に強化してこの業

務の遂行に万全を期すことに

なりました。尙爾観光案内所

の業務内容は次のようなもの

あります。

羽田観光案内所

電話 (74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前

電話 羽田(74) 1533

開所時間 平日午前八時半～三〇分

休日 日曜、祭日、年末年始

午後七時半～三〇分

合宿前